

SnowHubスキークラブ 会則

第1章 総則

(名称) 第1条 本会は「SnowHubスキークラブ」と称する。

(事務所) 第2条 本会の事務所は、会長の指定する場所におく。

(目的) 第3条 本会は、スキーを通じて会員相互の親睦を深め、会員のスキー技術向上およびスキー文化の普及発展に寄与することを目的とする。また、活動の記録や情報発信を通じ、オンライン・オフライン双方でのコミュニティ形成を促進する。

(事業) 第4条

- 会員相互の交流を目的とした親睦会、撮影イベント、および技術講習会の開催。
- 本会が指定するオンラインツールを用いた情報提供および会員間のコミュニケーションの活性化。
- クラブ活動の記録、および会員の技術研鑽に資する動画コンテンツ等の制作、および各種ソーシャルメディア・ウェブサイト等での配信。
- 指導者の養成、および安全なスキー啓発活動。
- その他、本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(組織および入会) 第5条

- 本会は、スキーの技術向上に意欲があり、本会の目的に賛同する者をもって組織する。
- 入会を希望する者は、本会が指定する手段により申請を行い、会長の承認を得るものとする。

(通知および連絡) 第6条 本会からの通知、連絡、資料配布、および意思決定の確認は、原則として電子メールやチャットツール等のオンライン手段を用いて行う。

(個人情報の取り扱いおよび肖像権) 第7条

- 本会が取得した会員の個人情報は、本会の運営、および事務手続きの目的以外には使用しない。
- 会員は、クラブの活動(撮影イベント等)において撮影された映像・写真が、各種動画プラットフォーム、SNS、公式サイト等のメディアにおいて公開される場合があることを承諾するものとする。

第3章 役員

(役員の種類) 第8条

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長:1名
 - (2) 安全管理委員:1名
 - (3) 事務連絡員:1名
 - (4) 監事:1名
2. 役員(監事を除く)は、これらを兼務することを妨げない。

(役員の職務) 第9条

1. 会長は本会を代表し、会務および意思決定を総理する。
2. 安全管理委員は、本会行事における安全確保および事故防止の啓発にあたる。
3. 事務連絡員は、外部との事務連絡およびオンラインツールの管理運用にあたる。
4. 監事は、本会の会計状況を監査する。

(役員の任期) 第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 会議および意思決定

(意思決定) 第11条

1. 本会の運営方針、事業計画、および重要事項は、会長がこれを決定し、執行する。
2. 会長は、運営上の必要に応じて会員の意見をオンライン手段により募り、その結果を施策に反映させることができる。

(総会) 第12条

1. 通常総会は毎年1回開催する。
 2. 前項の総会は、オンラインツールを用いた電子投票、またはオンラインでの報告・決議をもって代えることができる。
-

第5章 会計

(経費) 第13条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(入会金および会費) 第14条

1. 会員は、本会が別に定める会費を納入しなければならない。
2. 入会金については、会長の判断により、その要否および金額を個別に定めることができる。
3. 会費等の金額、納入方法、および減免措置については、運営状況を鑑み、会長が決定し、適宜改定することができる。
4. 納入された会費等は、以下の用途の原資として活用される。
 - (1) クラブの運営費および事務手数料
 - (2) 活動記録および動画コンテンツの制作費(機材費、編集費、撮影費等)
 - (3) 撮影イベント等の運営費

- (4) 本会運営者への業務委託費、および運営協力者に対する報酬・謝礼
- (5) その他、本会の目的達成に資する費用

(会計年度) 第15条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第6章 附則

(細則) 第16条 本会則に定めのない事項および施行に必要な細則は、会長が別に定める。

(施行日) 第17条 本会則は、2026年4月23日より施行する。